

中能登・奥能登地域における復興歩掛について

平素より、本県の土木行政にご理解とご協力を頂き誠にありがとうございます。
標記の件について、「中能登・奥能登地域における復興歩掛の導入について（監第 1862 号令和 8 年 3 月 2 日付）」にて、石川県内(中能登・奥能登地域)において復興歩掛が導入されているところです。今までは、復興歩掛に関する特記仕様書を添付した対象設計書は変更対応としてきたところですが、今般、当初発注設計書においても、復興歩掛の計上が当県積算システム上可能となったため、以下のとおり取り扱うこととしておりますのでここに記載いたします。

記

1. 対象工事

石川県土木部（営繕工事除く）が発注する工事

（令和 8 年 1 0 月 1 日以降を単価適用とする工事）

対象工事においては復興歩掛の特記仕様書を添付し、当初から反映

2. 対象地域

石川県内の中能登地域（七尾市、羽咋市、志賀町、宝達志水町、中能登町）及び
奥能登地域（輪島市、珠洲市、穴水町、能登町）

3. 対象工種

土工の一部、アスファルト舗装工の一部

4. 留意事項

対象歩掛については、条件によっては通常歩掛となるため、下記 HP を確認すること。

＜能登半島地震の被災地で適用する土木工事標準歩掛＞

https://www.mlit.go.jp/tec/constplan/sosei_constplan_tk_000024.html

＜能登半島地震の被災地(石川県)で適用する施工パッケージ型積算方式標準単価＞

https://www.nilim.go.jp/lab/pbg/theme/theme2/theme_sekop.htm